

一次審査資料に関する質問回答

番号	資料名	頁数	項	号	細節	項	項目	質問	回答
1	入札説明書	2	3	6	2		事業期間等	入札説明書に関する第1回質問回答の公表が一次審査資料の受付期間終了後となりますが、この質問回答は参加表明に関わる事項もあるかと思料します。質問回答の公表時期を早めていただけませんか。	第8項の本入札説明書に関する第1回質問については、一次審査資料作成以外のものとなりますので公表時期は変更しません。
2	入札説明書	2	3	6	2		今後のスケジュール	一次審査資料に関する質問回答の公表が3月11日(金)で、翌週15日(火)までに一次審査資料を提出となると回答次第では参加できない可能性があります。つきましては、回答公表を3月4日(金)までに対応いただくことは可能でしょうか。	必要と認めるものは早めます。
3	入札説明書	2	3	6	2		今後のスケジュール	一次審査資料に関する質問回答の公表が3月11日、3月15日が一次審査資料の受付締切日となっており、営業日で1日しかありません。一次審査資料に関する質疑回答は、遅くとも2月中に公表いただかないと、質疑回答を反映した一次審査資料の提出が難しいと思います。ご検討の程よろしくお願い申し上げます。	No.2の回答をご参照ください。
4	入札説明書	3	4	1	2	イ	入札参加者の構成等	「筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする」とありますが、代表企業を建設期間中と維持管理・運営期間中で、変更することも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	3	4	1	2	イ	入札参加者の構成等	但し書きに「建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする」とありますが、ここでいう筆頭株主の変更とは、株主間の株式譲渡のみならず、株式会社からの新株発行などで、株主の保有比率を変えるようなことも可能でしょうか。	基本的には株主間の株式譲渡を想定していますが、事業者の提案に委ねます。
6	入札説明書	3	4	1	4	カ	入札参加者の構成等	FA業務やSPC管理業務を担う企業は、「カ その他必要な業務」に携わる企業として、構成員又は協力企業として入札参加者となることが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	3	4	1	4	カ	入札参加者の構成等	給油施設の設計は一般的に土木設計企業が行いますが、その場合、土木設計企業は、本設計業務には該当せず「カ その他必要な業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
8	入札説明書	4	4	1	4	カ	入札参加者の構成等	入札参加者を構成する企業は、ア～カのいずれかの業務に携わる必要があるとお示しがありますが、第二次審査書類の様式15-5『応募者構成企業等一覧表』では、レンダー、保険、アドバイザー等などの役割を担う企業についても記載するような注意書きがあります。これら金融機関や保険会社、監査法人などの企業も、”カ その他必要な業務”を担う「入札参加者を構成する企業」として扱い、構成員や協力企業として参加申請を行う必要があるのでしょうか。通常のPFIでは、これらレンダー、保険、アドバイザー等などの金融機関や保険会社、監査法人などの企業は、参加申請書類の提出の必要がなく、「構成員」と「協力企業」のみが参加申請が必要であると理解しております。	入札参加者を構成する企業は、ア～カのいずれかの業務に携わる者であり、様式15-5には入札参加者を構成する企業について記載するものとします。第二次審査書類提出時にレンダー、保険、アドバイザー等が明らかになっている場合については併せて記載してください。
9	入札説明書	4	4	1	4	カ	入札参加者の構成等	SPCの税務対応や収支会計などの報告をまとめるのに委託する税務会計事務所なども、”カ その他必要な業務”として参加申請が必要でしょうか。これらの委託先は、登録申請の必要がないものと理解しております。	事業者の提案に委ねます。併せて、No. 8の回答をご参照ください。
10	入札説明書	4	4	1	4	カ	入札参加者の構成等	SPCのモニタリング業務の一部を外部事業者にも委託する場合、ここでいう”カ その他必要な業務”を担う企業として、参加申請を行う必要がありますか。	No. 9の回答をご参照ください。
11	入札説明書	4	4	1	4	カ	入札参加者の構成等	入札参加者を構成する企業は、ア～カのいずれかの業務に携わる必要があるとお示しがありますが、”カ その他必要な業務”を担う企業の参加申請については、様式4『応募者の構成員及び協力企業の役割分担表』の書式内にチェックを入れる「□」がないのですが、どのように申請をすればよろしいのでしょうか。欄内に「□ その他必要な企業（ ）」と記載を設ければよいのでしょうか。	様式4を修正したものを公表します。修正後の様式を使用してください。
12	入札説明書	5	4	2			入札参加グループの構成員の変更等	入札参加グループの「協力企業」は、自由に変更が可能であるとの理解でよいでしょうか。「入札参加グループの構成員のいずれも、下記の要件を満たすこと」とあり、協力企業が含まれていないようにお見受けできます。	正しくは、「入札参加者を構成する企業のいずれも、以下の要件も満たすこと」とします。
13	入札説明書	5	4	4			入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件	入札参加グループの「協力企業」は、①～⑧の要件を満たしても参加してよいとの理解でよいでしょうか。「入札参加グループの構成員のいずれも、下記の要件を満たすこと」とあり、協力企業が含まれていないようにお見受けできます。	No. 12の回答をご参照ください。
14	入札説明書	5	4	4			入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件	FA業務やSPC管理業務を担う企業が入札参加者となる場合、入札説明書P. 4第4節(4)の入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件を満たしていれば、個別の参加資格要件はない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
15	入札説明書	5	4	4	3		入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件	③の記載に「予決令第72条の資格の認定を受けているものであること」と御座いますが、工事種別によっては「電気」「管」「機械」のように「区分無」のものも御座います。「区分無」とはつまり等級、予定価格の範囲、資格点数は不問との理解で宜しいでしょうか？	国土交通省の競争参加資格に関する公示（令和2年10月1日）1業種区分及び発注する工事の種類に基づいて求める等級を決めておりますので、「区分無」はございません。等級、予定価格の範囲、資格点数については、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領についてをご参照ください。
16	入札説明書	6	4	5			設計企業の参加資格要件	給油施設監視棟及び回転翼機格納庫、船艇用品庫以外の設計を担当する企業（たとえば、給油施設又は駐機場の設計）には、(5)設計企業の参加資格要件が適用されますか。適用されない場合は、当該業務を担当する企業は、入札説明書p4 第一行目「カ その他必要な業務」を担当する企業とし、（様式7-3）「専門的分野に係る主任担当技術者の経歴等」を用いるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	6	4	5			設計企業の参加資格要件	「設計業務を複数の者が分担して行う場合」との記載がありますが、設計JVを可とするとの理解でよろしいでしょうか。	設計JVは可としますが、入札説明書P3 4.（1）に示す要件を満たしてください。
18	入札説明書	6	4	5			設計企業の参加資格要件	但し書きに「分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない」との記載がありますが、一つの分野を複数社で設計を行うことは可能でしょうか。その際、一つの担当分野に複数の主任担当技術者を配置することは可能でしょうか。	一つの分野を複数社で設計を行うことは可能ですが、主任技術者は1名とします。
19	入札説明書	6	4	5			設計企業の参加資格要件	複数の者で分担する場合、設計を統括する管理技術者のみを配置する会社の担当分野は「建築分野」との記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	6	4	5	5	ウ	設計企業の参加資格要件	ウ実績要件に「特殊建築物(建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五）に該当すること）」との記載がありますが、（一）、（三）～（五）のすべての用途を満たす必要はなく、いずれかの用途に該当する実績を有することとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	7	4	5	5	ウ	設計企業の参加資格要件	2)に、「次のウに示す業務（施設の建設工事の完成、引き渡し完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。）」という記載がありますが、実績案件の発注者によっては、実施設計が基本設計と一体になっているため、添付資料のPUBDISには、「実施設計」のみの記載しかありません。このPUBDISに案件名が記載されていますので、貴庁で実績をお調べいただけますか。※実績案件には官公庁実績を提出予定です。	様式6-2の留意事項欄に、実施設計と併せ基本設計を行っている旨を記載してください。
22	入札説明書	7	4	5	5	ウ	設計企業の参加資格要件	B.c：工事種目 電灯設備又は動力設備、C.c：空気調和設備又は給排水設備の要件を求められていますが、これを証明する書類として、要件を満たすことが証明できれば、抜粋した図面や特記仕様書のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
23	入札説明書	7	4	6			建設企業の参加資格要件	建設が2者以上の分担の場合は、「いずれかの者が同業種区分の「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされている者であること」と御座います。建設の体制上、2社以上の分担施工の場合、グループで上記3業種の工事業（A等級）要件を満たせば参加資格要件を有すると御判断頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
24	入札説明書	7	4	6			建設企業の参加資格要件	①において業種区分の記載（電気工事業、機械器具設置工事業）が御座います。同項③1）は電気工事業、機械器具設置工事業の施工実績を求め、③2）は電気工事業、管工事業の施工実績を求めるとの理解で宜しいでしょうか？ 後掲P8～9 ③3）では回転翼機格納庫並びに船艇用品庫主任担当技術者の配置に際して、工事種別として暖冷房衛生設備工事との記載があり、保有資格については「管工事」との記載が御座います。	入札説明書4.（6）⑧に求める要件について、実績に係る業種区分は求めません。
25	入札説明書	7	4	6			建設企業の参加資格要件	「建設に当たる者は次の要件を満たすこと。（中略）①の一般競争参加資格審査の業種区分のそれぞれにおいて下記②及び③の要件を満たすこと。」とありますが、⑤1)において説明されている通り、「建設業務を複数の者が分担して行う場合、いずれかが指定の実績を有すれば良い」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	7	4	6	3		建設企業の参加資格要件	「①の一般競争参加資格審査の業種区分のそれぞれにおいて下記②及び③の要件を満たすこと」とありますが、③の施工実績について担当業務分野を複数企業で分担する場合は1）、2）の両方の実績が必要と言うことではなく、担当業務分野が給油施設であれば1）、回転翼機格納庫、船艇用品庫であれば2）のように担当する業務分野の実績いずれかを有していればよいとの理解で宜しいでしょうか。	No. 25の回答をご参照ください。
27	入札説明書	7	4	6	3		建設企業の参加資格要件	建設企業が2社以上の場合、入札説明書4.（6）③の1）と2）の施工実績はどのような場合に認められますか？ A社【1）のみ実績有、タンクの施工】、B社【2）のみ実績有、建築の施工】という場合は、入札参加が認められるのでしょうか？	No. 25の回答をご参照ください。
28	入札説明書	7	4	6	3		建設企業の参加要件	③に施工実績に関する要件がありますが、給油施設（タンク）と格納庫を別々建設企業が担当する場合、いずれも1）タンクの施工実績と2）航空機格納庫の施工実績を求めるとのでしょうか。それともどちらかの施工実績を有していればよいのでしょうか。	No. 25の回答をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
29	入札説明書	7	4	6	3		建設企業の資格要件	1)において、「各建設企業は上記①～②の要件を満たし、いずれかの建設企業が上記③の実績を有していること。」とありますが、いずれかの一つの建設企業が満たすべき実績は、③の1)または2)のいずれか、あるいは1)および2)という理解でよろしいでしょうか。たとえば、A、B、C社の3社で分担する場合、A社 特定屋外タンクの実績のみ B社 航空機格納庫の実績のみ C社 実績なし、でもかまわないという理解でよろしいでしょうか。	No. 25の回答をご参照ください。
30	入札説明書	7	4	6	5		建設企業の参加資格要件	入札説明書4. (6)建設企業の参加資格要件、の冒頭に「①の一般競争参加資格審査の業種区分のそれぞれにおいて下記②及び③の要件を満たすこと。」とありますが、⑤1)に「各建設企業は上記①～②の要件を満たし、いずれかの建設企業が上記③の実績を有していること。」とあります。どちらの記述が正しいでしょうか？	どちらの記述も正しいですが、2社以上での参加する場合は、②を全ての企業で満たしたうえで、①と③をいずれかの企業で要件を満たして下さい。
31	入札説明書	8	4	6	5		建設企業の参加資格要件	「建設業務を複数の者が分担して行う場合」との記載がありますが、担当業務を複数社で分担する場合と建設共同企業体とする場合と、いずれも可とするとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P3 4. (1)に示すとおり、共同企業体が構成員になることは認めません。
32	入札説明書	8	4	6	5		建設企業の参加資格要件	担当業務分野について、「給油施設」「回転翼機格納庫、船艇用品庫」のみが分類として示されておりますが、これ以上細かく分類すること、または異なる軸で分類することは、いずれも可とするとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P8 4. (6)⑤2)に示す担当業務分野に当てはまれば可とします。
33	入札説明書	8	4	6	5		建設企業の参加資格要件	⑤担当業務分野の給油施設とは、要求水準書 p 11 (1)a. 給油施設と同義という理解でよろしいでしょうか。同義である場合、要求水準書 p 12 (1) b. 給油施設監視棟は、業務分担分野のいずれに該当しますかご教示ください。	「要求水準書P11(1)a. 給油施設」と「要求水準書P12(1)b. 給油施設監視棟」の両方を含んだもののご理解ください。
34	入札説明書	8	4	6	5		建設企業の参加資格要件	分担せずに1社で建設を担う場合は、(2)に記載のある「給油施設」の主任担当技術者の配置が不要であるとの理解でよいでしょうか。	1者で行う場合は担当業務分野がないため、すべての施設を建設するうえで必要な監理技術者及び主任技術者を配置してください。
35	入札説明書	8	4	6	6		建設企業の参加資格要件	複数の者で分担する場合、本事業で配置が求められている監理技術者及び主任担当技術者は、複数社がそれぞれですべての技術者(監理、建築、電気設備、暖冷房)について配置する場合と、任意の1社によってすべての技術者を配置し他の会社は担当技術者を配置する場合との、いずれも可とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
36	入札説明書	8	4	6	6		建設企業の参加資格要件	建設業務を複数の建設会社で分担して行う場合、参加資格上に求められる配置技術者は、「監理技術者」、「主任担当技術者(給油施設)」「建築工事の主任担当技術者(回転翼機格納庫、船艇用品庫)」「電気設備工事の主任担当技術者(回転翼機格納庫、船艇用品庫)」「暖冷房衛生設備工事の主任担当技術者(回転翼機格納庫、船艇用品庫)」の計5種類で良いでしょうか。なお、監理技術者は、いずれかの主任担当技術者と兼務できるので、4名の配置を想定しております。	ご理解のとおりです。
37	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	入札説明書4.(6)⑧に「次に示す要件を満たす監理技術者(中略)を当該工事に専任で配置できること。」とあり、1)~3)が示されていますが、1)~3)すべてを満たす必要はなく、いずれかの1つ以上の要件を満たしているものを配置すればいいのでしょうか？	配置する監理技術者及び主任担当技術者全体で1)~3)を満たすよう配置して下さい。
38	入札説明書	8	4	6	6		建設企業の参加資格要件	建設業務を複数の建設会社で分担して行う場合、求められる配置技術者は、「監理技術者」、「主任担当技術者(給油施設)」「建築工事の主任担当技術者(回転翼機格納庫、船艇用品庫)」「電気設備工事の主任担当技術者(回転翼機格納庫、船艇用品庫)」「暖冷房衛生設備工事の主任担当技術者(回転翼機格納庫、船艇用品庫)」の計5種類の場合、様式8-3で、「主任担当技術者(給油施設)」について入力する場合には、工事経験の概要についての入力は省略できるものと考えてよいでしょうか。⑧にて、「次に示す(中略)回転翼機格納庫並びに船艇用品庫主任担当技術者を当該工事に専任で配置できること」とあり、それぞれの1)、2)、3)のイにて、給油施設の施工実績について求められていないために、そのように判断しています。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	⑧に記載されている技術者要件は、回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る技術者に対するものであり、当該要件は給油施設に関しては適用されないことから、「様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績」を一次審査資料として提出する必要はないという理解でしょうか。	No. 38の回答をご参照ください。
40	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	入札説明書4.(6)⑧の要件は、回転翼機格納庫・船艇用品庫の建設を行わない建設企業にも必要な条件でしょうか？(建築以外の施工を担う企業の監理技術者についても、航空格納庫又は延床面積2,000㎡以上の特殊建築物の実績が必要でしょうか？)	給油施設監視棟の建設について監理技術者の要件を満たす必要があるため、担当業務分野及び⑧について修正します。
41	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	様式8-3も関連しますが、配置予定技術者は、電気設備工事と暖冷房衛生設備工事の両者を兼任してもよろしいでしょうか。	建設業法その他関係法令を遵守してください。
42	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	本事業は、設計・施工の期間が長く、工種が多岐にわたることから、各主任担当技術者は、関連する工種が実施されていない期間は、常駐しなくてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、関連する工種の開始日から本工事が完了するまでの間は常駐する必要があります。
43	入札説明書	8	4	6	8		建設企業の参加資格要件	電気設備工事および暖冷房衛生設備工事における配置予定技術者は、本建設業務への専任ではなく、選任または本建設業務以外の他の業務と兼任してよろしいでしょうか。	電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事を実施している期間については専任で配置してください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
44	入札説明書	10	4	7	3		工事監理企業の資格要件	要求水準書p63 7. 工事監理業務 (1) 工事監理 a. では、工事監理の業務に駐機場及び給油施設が含まれています。一方で、入札説明書p10 「工事監理企業の参加資格要件」業務分担保では、工事監理企業の業務内容については、建築基準法における建築物について定めた国土交通省告示15号 (第15号は廃止のため第98号) の内容とされており、工事監理企業の業務内容は建築物に限定されています。駐機場及び給油施設は建築基準法における建築物の該当しないため、工事監理業務に給油施設・駐機場を含めた要求水準書と、工事監理企業の業務を建築物に限定する入札説明書の条件に齟齬があります。どちらに従えばよいかご教示ください。	どちらにも従い実施をしてください。 また、駐機場及び給油施設は、鹿児島市建築指導課の建築主事に確認したところ、建築基準法上の工作物として建築物に該当するとの回答を得たことから、要求水準書の工事監理業務に記載の関係法令等に従い実施してください。
45	入札説明書	10	4	7	3		工事監理企業の資格要件	給油施設監視棟及び回転翼格納庫、船艇用品庫以外の工事監理を担当する企業 (たとえば、給油施設又は駐機場の工事監理) には、(7) 工事監理企業の参加資格要件が適用されますか。適用されない場合は、当該業務を担当する企業は、入札説明書 p 4 第一行目 「カ その他必要な業務」を担当する企業とし、(様式 7-3) 「専門的分野に係る主任担当技術者の経歴等」を用いるという理解でよろしいでしょうか。	給油施設、駐機場に関する工事監理についても (7) 工事監理企業の参加資格要件が適用されます。
46	入札説明書	10	4	7	3		工事監理企業の資格要件	分担保業務分野の業務内容に記載のある、「平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二項において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの」は建築物の設計に関するものであるため、工事監理については「平成31年国土交通省告示第98号 別添一 第2項 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」が該当すると思いますので修正をお願いします。	修正します。
47	入札説明書	12	4	9			給油施設の運営企業の参加資格要件	「③の準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所の維持管理・運営実績」についてですが、令和3年10月実施方針では、複数の者が分担して行う場合は、いずれかが実績を有することになっていました。今回はいずれの会社も要件を満たすことと、変更になっております。何ら経験のないものを外し、作業の確実性を上げるためのものと推測しますが、同節の②では給油施設に係る運営業務を実施するにあたって必要な資格 (許可、登録、認定等) の資格要件を全部の者としているにも関わらず、あえて③の要件を全部の者に適用するのは何故でしょうか。PFIの事業の目指すところは、色んな実績、知見、ノウハウを持ったものが集まって、より効率的で、良質なサービスを提供することに意義があると思っております。今回の措置はその趣旨をかなえにくくすると思われま。	参加資格要件として、いずれの者も①及び②を満たし、③はいずれかの者として記載を修正します。
48	入札説明書	12	4	9			給油施設の運営企業の参加資格要件	入札説明書4. (9)①～③の給油施設の運営企業の参加資格要件について、③の維持管理・運営実績については、「いずれの者においても」満たすべき項目ではなく、担当する企業のうち1社が満たせばよい項目という認識でよろしいでしょうか。PFI事業においては、複数の事業者がコンソーシアムを組成し、それぞれが個別に有する実績や知見をもって効率的・良質なサービスを提供するということが重要な利点の1つであるため、③の実績要件は全企業に求めるべきではないものと考えます。	No. 47の回答をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
49	入札説明書	11	4	9			給油施設の運営企業の参加資格要件	<p>「給油施設の運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、給油施設の運営業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①～③の要件を満たすこと。」と記載がありますが、安全な業務を行う為に①、②の要件は業務を行う「いずれの者」に必要と考えられますが、運営企業について多くの企業の参加によるサービスの効率化・良質化を図る為に③の要件を「いずれの者」ではなく「いずれかの者」に変更をいただけないでしょうか。</p> <p>3月11日の質疑回答では、3月15日の一時審査資料の提出が間に合いません。社内決裁の関係上、この内容につきましては2月24日までにご回答頂きたく考えております。何卒、どうかご検討の程よろしくお願い申し上げます。</p>	No. 47の回答をご参照ください。
50	入札説明書	11	4	9	2		給油施設の運営企業の参加資格要件	<p>② 給油施設に係る運営業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。とありますが、給油施設に係る運営業務を実施することの必要資格としては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 倉庫業の許可 2) 危険物貯蔵所設置許可 3) 移送取扱所若しくは給油取扱所の認可 <p>が挙げられます。弊社では船舶に給油する際、現在は移送取扱所の認可を所轄消防署から得て船舶への給油業務を行っております。鹿児島七ツ島給油施設で給油を行う際は危険物貯蔵所設置許可を得て給油業務を行う事になりますが、必要資格としては倉庫業の許可があつて危険物貯蔵所設置許可を申請し認可されたのち給油取扱所ないし移送取扱所の認可を得ることになりますので必要資格としては倉庫業の許可があれば申請は可能となります。この認識で宜しいでしょうか。鹿児島七ツ島の給油施設は移送取扱所の認可は必須と想定しております。</p>	鹿児島市消防局との協議のうえご提案ください。
51	入札説明書	13	6	5				令和10年3月9日付けの通達を参照するように記載がありますが、誤記でしょうか。	正しくは、平成10年3月9日付の通達です。
52	入札説明書	14	7	2				応募者名を記載した場合に、その応募者の行った入札を無効とすることがあると記載がありますが、その後令和4年6月10日に提出期限を迎える入札が無効になるのではなく、そのような応募者名の記載や具体的な業務名、工事名の記載を発見して直ちに、該当する応募者へ”入札参加資格の無効”を通達いただけますか。	入札説明書のとおりとします。
53	入札説明書	14	7	3			一次審査資料に対する質問	一次審査資料に対する質問へは令和4年3月11日に回答予定とございますが、一次審査資料の提出期限が令和4年3月15日であり、回答から資料提出までの期間が非常にタイトです。連名での押印が必要な書面もあり準備に相応の時間を要することから、質問回答の時期を早めていただく、若しくは、一次審査資料の提出時期を遅らせていただけますでしょうか。	No. 2の回答をご参照ください。
54	入札説明書	14	7	3			質問に対する回答書	一次審査資料に対する質問回答書の回答予定日である令和4年3月11日から、一次審査資料提出期限である3月15日まで土日を含むため、あまり時間がなく、コンソーシアム各社の押印や遠隔地からの資料送付を考慮すると時間が不足することから、回答は随時公表や電話・メール等での問い合わせも可能としていただけませんか。	No. 2の回答をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
55	入札説明書	15	9	1			競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	様式8-1及び8-2にて参加表明書類と共に提示した実績に対して、仮に入札参加資格要件を満たさないと判断された場合において、理由説明の書面と共に他の実績証明書類を提示する事で再審査を頂く事は可能でしょうか？グループ全体への参加表明リスク低減の為、前向きに御検討をお願い致します。	入札参加資格なしと判断された後の再審査については、受け付けておりません。
56	入札説明書	16	11	2				10. (2)の誓約書を第一次審査資料提出日より遅れて令和4年4月5日までに提出した応募者は、令和4年4月11日～15日のいずれかで開催される”事業提案書作成説明会”で特定資料の中身について、その場で海上保安庁からご説明を受けることができないとの理解で良いでしょうか。本件の誓約書を出すタイミングで実施される内容が異なるような記載があるため、入札参加表明に関する質疑でいかがでしょうか。	特定資料の提供については、事業提案書作成説明会のみに変更致します。但し、当日人数制限をしていることから誓約書(様式14)を提出している者に限り、応募グループの代表企業より提供することを認めます。なお、誓約書の提出期限については第一次審査資料と同時期とします。また、誓約書についてはすべての企業の連名ではなく、提供を希望する各企業毎に提出してください。
57	入札説明書	15	10	1			特定資料の提供	②にて、「第一次審査資料提出日までに下記(2)による誓約書が提出された場合は、11.(2)による」と記載があり、令和4年4月11日～15日のいずれかで開催される”事業提案書作成説明会”で資料が提供されると記載がありますが、この誓約書を遅れて令和4年4月5日までに提出した応募者は、令和4年4月11日9時30分の特定資料提供機関の最初に受領することができるの理解でよいでしょうか。遅れて出した方が、先行して受領できる機会が設けられていることに違和感があります。	No.56の回答をご参照ください。
58	入札説明書	16	10	2			特定資料の提供	10.(2)の誓約書を第一次審査資料提出日で提出した応募者は、令和4年4月11日～15日のいずれかで開催される”事業提案書作成説明会”で特定資料の中身について、その場で海上保安庁からご説明を受けるとの理解ですが、この説明時間はどれほどの時間を要しますか。資料6「事業提案書作成説明会実施要領」に所要時間を90分と記載があり、一方で、資料6の5.には、事業提案書作成説明会時間は1時間と記載があるため、この差の30分で特定資料の説明が実施されるのでしょうか。本件の誓約書を出すタイミングで実施される内容が異なるような記載があるため、入札参加表明に関する質疑でいかがでしょうか。	説明会冒頭の約30分は、参加者の確認や資料提供時における誓約書との整合の時間として確保しております。特定資料の説明は、事業提案書作成説明会(約1時間)とは別に時間を確保します。
59	入札説明書	16	11	2				10.(2)の誓約書を第一次審査資料提出日で提出した応募者は、令和4年4月11日～15日のいずれかで開催される”事業提案書作成説明会”で特定資料の中身について、その場で海上保安庁からご説明を受けるとの理解ですが、この説明には、資料に文面や図で記載されていること以外の説明がありますか。資料6「事業提案書作成説明会実施要領」に所要時間を90分と記載があり、一方で、資料6の5.には、事業提案書作成説明会時間は1時間と記載があるため、この差の30分で特定資料の説明が実施される場合、資料の読み上げで30分を使用するよりも、事業提案書作成説明会時間で90分利用できることも応募者に利点があるため、誓約書を第一次審査資料提出日より遅れて令和4年4月5日までに提出することで、特定書類の口頭説明を省いて、事業提案書作成説明会時間で90分利用することを事業者で選択できるものかの確認で聞いております。本件の誓約書を出すタイミングで実施される内容が異なるような記載があるため、入札参加表明に関する質疑でいかがでしょうか。	No.56及び58の回答をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
60	入札説明書	15	10	2			特定資料の提供	ここで記載のある誓約書は、入札参加申請時に提出する様式14の「誓約書」と同一の書式で作成可能であるとの理解でよろしいでしょうか。10.(1)②に、「第一次審査資料提出日までに下記(2)による誓約書が提出された場合は、11.(2)による」と記載があります。	No.56の回答をご参照ください。
61	入札説明書	15	10	2			特定資料の提供	様式14の誓約書について、「応募者内において追加資料を使用するすべての企業の連名に～(中略)」とありますが、誓約書の記名押印企業は、コンソーシアム構成員及び協力企業のみという理解でよろしいでしょうか。また、記入方法としては、(代表企業)の欄の下に構成企業、協力企業の順番に記入をし、一番下に本責任者等を記載するという理解でよろしいでしょうか。誓約書は複数枚ですが、袋とじ製本や割印等は必要でしょうか。	No.56の回答をご参照ください。 また、袋とじ製本や割印等は必要ありません。
62	入札説明書	17	14	6				1社入札は成立しますか。入札参加表明に関する質問としてお伺いしております。	成立します。
63	入札説明書	21	20	3	1	①	第一次審査	「応募者が、本事業の実施に携わる者として適正資格と必要な能力を備えていることを確認」とありますが、本事業はPFI事業であり、出資企業の経営の安定性も求められる事業と認識しております。企業の直近の経営状況について参加資格審査は行われたいのでしょうか。	実施しません。
64	資料-1 事業契約書(案)	6	2	16	3		選定企業の一括委託又は一括下請負の禁止	一括して第三者に再委託させてはならない維持管理業務の主体的部分をお示いただけますか。参加申請する企業の選定に必要ですので、お示いただけますと幸いです。	当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務、当該業務における基本的又は中心的に位置づけられる業務です。例として、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断などを主体的部分と考えています。
65	資料-1 事業契約書(案)	6	2	16	4		選定企業の一括委託又は一括下請負の禁止	維持管理企業が50%～100%出資する、本件維持管理業務だけを目的とする新設会社に業務を担わせることは可能ですか。現地専属の会社を設立することで、雇用待遇面で本件業務にオーダーメイドの人事規定を設け、職員の業務能率を向上させる狙いがあります。参加申請する企業の選定に必要ですので、お示いただけますと幸いです。	No.64に示す主体的部分に該当するもの以外の業務であれば可能です。
66	資料-1 事業契約書(案)	6	2	16	4		選定企業の一括委託又は一括下請負の禁止	一括して第三者に再委託させてはならない運営業務の主体的部分をお示いただけますか。参加申請する企業の選定に必要ですので、お示いただけますと幸いです。	No.64の回答をご参照ください。
67	資料-1 事業契約書(案)	8	2	19	4		監督職員	前回10月に公表された事業契約書(案)から、後段の文章の「この場合において、監視職員に書面が到達した日をもって海上保安庁に到達したものとみなす。」が「監督職員」となっていますが、誤植でしょうか。	後段の文章は、「この場合において、監督職員に書面が到達した日をもって海上保安庁に到達したものとみなす。」が正しい表記ですので、修正します。
68	資料-1 事業契約書(案)	25	5	77	6		施設整備費の支払	前回回答書のNo.23で合理的な金融費用も含まれる旨の回答がございましたが、ブレイクファンディングコストも含まれるとの理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
69	資料-1 事業契約書(案)	28	3	83	1		事業者の帰責事由による契約解除	前回回答書のNo. 27でSPC設立に係る費用や施設整備期間中のSPC運営諸経費については支払いの対象としない旨の回答がございましたが、当該費用は施設費に含まれるものと理解しております。資金調達については、当該費用も含めて検討する必要がありますので、当該費用も出来高相当額に含めていただけないでしょうか(第84条及び第85条も同様です。)	実施方針に対する回答No. 27の回答のとおりとします。
70	資料-1 事業契約書(案)	34	9	2			融資団との協議	本条で規定される協議で定められた事項については、別途、直接協定を締結するとの認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	6	2	3	1	3	施設整備費に係る消費税	「施設費の区分毎に、その相当額を支払期毎に算定する。」とございますが、支払方法はどうか。前回10月の公表時は、引渡完了後に一括して支払われることになっていましたが、支払期毎の分割払いに変更されたのでしょうか。施設整備費に係る消費税は、施設引渡時に一括納付となりますので、当初の通り、引渡完了後の一括払いでお願い致します。仮に、分割払いの場合、消費税相当額についても、資金調達を行う必要が生じますので、資金調達コストが増加するものと思われま。	引渡完了後の一括支払いから支払期毎の分割払いに変更しています。消費税の取扱いについては、原文のとおりとします。
72	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	8	5	2			施設整備費の物価変動に基づく改定	前回回答書のNo. 19にて、状況に応じて協議の上対応を検討する旨の回答がございましたが、仮に現在のような状況(資材価格の高騰等)であれば、協議に応じていただけるとの認識でよろしかったでしょうか。また、今ご提示いただいている「著しい変動」や「急激なインフレーション又はデフレーション」という表現の場合、疑義が生じるおそれがあるため、明確化のため、基準を設けることを検討いただけないでしょうか。また、足元の資材高騰等の影響もございますので、基準日を事業契約締結日ではなく、入札公告日に変更いただけないでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。中段及び後段については、原文のとおりとします。資材の高騰等の場合については、協議に応じます。
73	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	8	5	3	2		維持管理・運営費の物価変動に基づく改定	初回(対象期間が令和6年10月1日から令和7年3月31日までの対価)の改定は、事業契約締結日と令和6年4月10日時点の指標を基準にする認識でよろしかったでしょうか。また、足元の物価上昇等の影響もございますので、基準日を事業契約締結日ではなく、入札公告日に変更いただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、前段のとおりとします。
74	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	10	3	4			基準改定の措置	「改定指標の基準改定が実施された場合の評価に係る詳細は入札公告時に示す。」とございますが、お示しいただいていますでしょうか。	改定指標の基準改定が実施された場合の評価は実施しません。当該箇所を修正します。
75	資料-3 提出書類の記載要領	1	1	2			入札参加表明書、第一次審査資料について	用紙はすべてA4とするとありますが、実績を証明する書類などで、A4印刷では内容確認が難しい図面などの資料は、A3用紙をA4サイズに折り込んで封入することは可能ですか。	可能とします。
76	資料-3 提出書類の記載要領	1	1	2	3		競争参加資格(実績)確認資料	入札説明書P.4第4節(1)④の「カ その他必要な業務」に携わる企業として入札参加を行う企業については、競争参加資格確認資料として提出が必要な書類はないという理解でよろしいでしょうか。	各企業について様式7-3を提出してください。
77	資料-3 提出書類の記載要領	2	1	2	4		イ業務実績、同種工事の実績、施工経験を証明する書類	技術者の施工実績のエビデンスについては、工事関係書類として、施工体制図はお認めいただけますでしょうか。	氏名等が記載されている場合は認めます。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
78	資料-3 提出書類の記載要領	3	1	2	4		②当該工事のCORINSへの登録を無と記載した場合	「Ⅲ従事期間の確認できる資料」について、「申請者が証明した従事証明書など」と記載がありますが、従事証明書については申請者の自由書式で良いでしょうか。参考にするべきものがあればご開示いただけないでしょうか。	自由書式で可とします。
79	資料-3 提出書類の記載要領	3	1	2	4		③共通（CORINSへの登録の有無に関わらず添付）	「ⅰ工事成績評定通知書の写し」と記載がありますが、民間事業者発注工事の場合「工事成績評定通知書」をいただくことがないのですが記載間違いでしょうか。	公共工事において通知されている場合は添付してください。
80	資料-3 提出書類の記載要領	3	1	2	4		様式8	主任（監理）技術者の従事期間については、指定は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	資料-3 提出書類の記載要領	5	1	4			秘密の保全に係る契約書について	「要求水準書において」とありますが、入札説明書15ページ10. (1)記載の誓約書が様式14という理解でよろしいでしょうか。また、第一次審査資料提出日までに提出することも可能との記載がありますので、第一次審査資料提出とあわせて提出可能という理解でよろしいでしょうか。なお、誓約書の第1条に別事業名が記載されていますのでご確認ください。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、No. 56の回答を参照ください。様式14は修正したものを公表しますので、そちらを使用してください。
82	資料-3 提出書類の記載要領	5	1	4			秘密の保全に係る契約書について	様式14の押印欄は代表企業のみが記載されていますが、入札説明書15ページ10. (2)に基づき、構成員と協力企業すべてが資料の提供を受ける場合は、当該企業すべての記名押印が必要でしょうか。また、連名の場合、質問回答予定日から一次審査提出期限までにすべての企業の記名押印を行うことは現実的に困難ですので、各社毎の書類作成も容認いただくか、提出期限の延長などの措置をご検討いただけませんか。	No. 56の回答をご参照ください。
83	資料-3 提出書類の記載要領	5	1	4			秘密の保全に係る契約書について	様式14において、第1条に記載のある事業名「名古屋第4 地方合同庁舎整備等事業」は誤記との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。様式14は修正したものを公表しますので、そちらを使用してください。
84	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	4			書式等	カに、文字の大きさを11ポイント程度と指定がありますが、10.5ポイントでの本文記載は可能でしょうか。	10.5ポイントでの本文記載は可とします。
85	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	4			書式等	カに、文字の大きさを11ポイント程度と指定がありますが、上下1ポイントの大小は認められますか。10ポイントや13ポイントも、記載のメリハリのために使用したいと考えています。	ご理解のとおりです。
86	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	4			書式等	カに、文字の大きさを11ポイント程度と指定がありますが、添付資料などに記載されている文字については、常識的範囲で判別可能で「読める」文字の大きさであればよいでしょうか。11ポイントより小さな字も資料では出てくるものと思料しております。	ご理解のとおりです。
87	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	5			イ	「提案書の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を付すこと」とありますが、一時審査資料の各様式が複数ページにわたる場合は不要という理解でよろしいでしょうか。必要な場合、記載ルールがありましたら、ご教示ください。	右肩に「様式●（■技術者）-1」等の形式でハイフン以降に通し番号を付してください。
88	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	5			ウ	「パンフレット等」とありますが、一時審査資料の提出において、会社概要を示すパンフレットや決算書等の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	パンフレット等の提出については任意とします。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
89	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	6			提出部数	第一次審査資料の提出に際しては、書類の綴じ方について特に指定はありませんが、どのような綴じ方で提出すべきでしょうか。応札者にて任意のファイルに綴じて正本1部、副本5部の計6冊のファイルを提出してよいでしょうか。	資料-3 提出書類の記載要領 第2 5及び6に記載されているとおり提出してください。また、ファイル綴じは任意とします。
90	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	6			提出部数	第一次審査資料は正・副とも綴じる必要はないでしょうか。	No. 89の回答をご参照ください。
91	資料-3 提出書類の記載要領	22	2	6	1		提出部数	第一次審査資料の提出について、ファイルの指定等はないという理解でよろしいでしょうか。	No. 89の回答をご参照ください。
92	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】	応札者においては、構成員と協力企業で構成される複数社のグループとなりますが、これらの企業がそれぞれ、自社で協議のうえで賃上げ表明することになると理解していますが、“減点措置が落札者にかかる”と記載があることについては、賃上げ表明を行った企業にのみ減点措置が降りかかるとの理解でよいでしょうか。※このような減点措置がかかる場合、応札に参加するかしないかの判断が各社で求められるため、現段階でお示しいただけますと幸いです。	本件における賃上げ表明については、既存のSPCが対象となり、構成員及び協力企業からの表明は評価の対象となりません。また、本件において設立するSPCも対象となりません。
93	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※1	”既存の特別目的会社”による賃上げ表明を想定していると記載ありますが、入札参加時における特別目的会社は想定しづらいと思料しており、「本事業に伴って令和4年8月頃に設立される事業者としての特別目的会社」のことを指して、賃上げ評価の対象とするのでしょうか。この特別目的会社による表明だとしても、PFI法が規程する事業者としての特別目的会社には、賃金をもらう社員をおかず、賃金というものが馴染みにくいものと理解しております。※入札参加申請時点で、賃上げを予定する企業が応札者グループに含まれるかどうかで獲得点数が変わるため、方針をお示しいただけると幸いです。	No. 92の回答をご参照ください。
94	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※1	「既存の特別目的会社による表明を想定」とありますが、「既存の特別目的会社」とはどのようなものを指すか具体的にご教示頂けますでしょうか。例えば他PFI事業等での特別目的会社を指す場合、特別目的会社は原則従業員が存在しないため表明は困難と思料します。	No. 92の回答をご参照ください。
95	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※2	応札者においては、構成員と協力企業で構成されるグループとなりますが、これらの企業それぞれについての賃上げ表明書を提出するとの理解でよいでしょうか。※入札参加申請時点で、賃上げを予定する企業が応札者グループに含まれるかどうかで獲得点数が変わるため、方針をお示しいただけると幸いです。	No. 92の回答をご参照ください。
96	資料-4 事業者選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点【注意事項】※2	応札者においては、構成員と協力企業で構成される複数社のグループとなりますが、これらの企業のどれほどが賃上げ表明を実施すると、小項目配点30点を4段階評価されるのでしょうか。例えば、応札者におけるすべての構成員と協力企業が賃上げ表明をした場合、A評価で30点獲得となりますか。※入札参加申請時点で、賃上げを予定する企業が応札者グループに含まれるかどうかで獲得点数が変わるため、方針をお示しいただけると幸いです。	No. 92の回答をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
97	資料-4 事業者 選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 【注意事項】 ※2	<p>応札者においては、構成員と協力企業で構成される複数社のグループとなりますが、これらの企業のどれほどが賃上げ表明を実施すると、小項目配点30点を4段階評価されるのでしょうか。例えば、応札者グループで申請するすべての企業が10社の場合、賃上げ表明をした企業が7社であれば、B評価で、30点の70%で21点獲得となりますか。※入札参加申請時点で、賃上げを予定する企業が応札者グループに含まれるかどうかで獲得点数が変わるため、方針をお示しいただけると幸いです。</p>	No. 92の回答をご参照ください。
98	資料-4 事業者 選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 【注意事項】 ※2	<p>応札者においては、構成員と協力企業で構成される複数社のグループとなりますが、これらの企業の賃上げのインパクトのようなものが評価されるのでしょうか。例えば、大企業と中小企業と様々ですが、賃上げすることで上昇する賃金額のボリュームが評価されて、ABCDの3段階評価されるとのことでしょうか。※入札参加申請時点で、賃上げを予定する企業が応札者グループに含まれるかどうかで獲得点数が変わるため、方針をお示しいただけると幸いです。</p>	No. 92の回答をご参照ください。
99	資料-4 事業者 選定基準	6	5	3	3	3	加点項目及び配点 A-3	<p>そもそも要求水準で賃上げが求められていませんので、1社でも賃上げ表明をすれば、D評価ではなく、C評価はいただけるのでしょうか。</p>	No. 92の回答をご参照ください。
100	資料-6 事業提 案書作成説明会 実施要領	1	4	1			参加者の登録	<p>「応募グループの構成員、協力企業に属し」とありますが、本施設は特殊な施設であり、構成員および協力会社から業務を受託する者も本提案に大きく関わる場合、構成員および協力会社から業務を受託する者の参加登録も15名の範囲内であれば可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	不可とします。
101	資料-6 事業提 案書作成説明会 実施要領						事業提案書作成説明 会 実施要領	<p>開催形式についてリモート形式含む開催の予定は考えられませんか？ 参加人数が応募グループごとに15人以内となりますが、場合により各社1~2名程度しか 参加出来ない可能性があります。提案書作成に関与する社員が複数名部門横断的に存在する事もあり、各社数名程度の参加となりますと参加人数が限られます。コロナウィルスの影響も鑑みまして、対面とリモート併用形式での開催を前向きに御検討をお願い致します。</p>	当庁においてリモートでの秘密事項に関する対話は禁止のため、対面のみとします。
102	様式5 委任状							<p>各企業の捺印を1枚の同じ書類に記載することは、スケジュール的に難しいと考えております。企業ごとにページを分けて捺印する形をお認めいただけないでしょうか。</p>	不可とします。
103	様式5 委任状 (追加様式)							<p>入札は受任者の担当者が行う理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
104	様式2 質問書							<p>様式2の「②資料名」の入力セルのドロップダウンリストに、「入札公告」と「資料1-4事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)」について見当たりませんが、質疑をあげることが可能でしょうか。また、どのように記載して質疑入力するのが良いでしょうか。</p>	ドロップダウンリストに資料名を追加したものを公表しますので、修正後の様式2を使用してください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
105	様式3 様式6-1 様式14							様式3の記名欄について、応募者名という項目に構成員・協力企業の企業名のみを記載し、「称号又は名称」「所在地」「代表者名」は代表企業の情報を記載するのか、構成員・協力企業の情報を記載するのか、どちらでしょうか。また、代表企業は「応募者名」と「称号又は名称」の両方に名称を記載するのでしょうか。様式6-1と様式14も同様です。	様式3の記名欄には、以下のとおり記載してください。 応募者名→入札参加グループ名 商号又は名称、所在地、代表者名→代表企業 本件責任者→代表企業の本件責任者 担当者→代表企業の担当者 また、委任状で各構成員・協力企業が代表企業に委任することとなりますので、様式3、様式6-1、様式10-1、様式11-1については、代表企業のみ記載し提出して下さい。 また、様式14の記載については、 応募者名→入札参加グループ名 商号又は名称、所在地、代表者名→入札参加企業（代表企業又は構成員又は協力企業） 本件責任者→入札参加企業の本件責任者 担当者→入札参加企業の担当者 なお、様式5の委任状については、各企業連名となります。
106	様式3 様式10-1 様式11-1							様式3、様式10-1、様式11-1に記載されている「代表企業」については、コンソーシアムの代表企業名を統一して入力してよろしいでしょうか。また、様式10-1維持管理業務、様式11-1給油施設運営業務の「本責任者」については、各担当企業について入力した方がよろしいでしょうか。	No. 105の回答をご参照ください。
107	様式4 応募者の 構成員及び協力 企業の役割分担 表							様式4の本事業における役割として設計から運営まで列記されていますが、入札説明書4ページ3.6) ④カ「その他必要な業務」に対応する項目がありません。様式4に「その他業務」を追加して記載すればよろしいでしょうか。	No. 11の回答をご参照ください。
108	様式4 応募者の 構成員及び協力 企業の役割分担 表							「役割の選択」において、入札説明書p4 1行目「カ その他必要な業務」を担う企業の役割の選択肢がありません。追加をお願いします。	No. 11の回答をご参照ください。
109	様式5 委任状							委任状は代表企業のみであり、構成員及び協力企業が本社等から支社等へ委任する場合、書類提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	構成員及び協力企業については不要とします。
110	様式5 委任状							念のための確認ですが、様式5の委任者は代表企業以外の構成員・協力企業を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	様式6-2 第一次 審査資料提出時 における提出書 類及び添付書類 一覧表							チェック欄は、入札参加者側で確認の上、■を記入すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	様式6-2 第一次 審査資料提出時 における提出書 類及び添付書類 一覧表							主任技術者など複数人の配置が求められる役職もありますが、各配置技術者ごとに1枚ずつ様式6-2の作成が必要でしょうか。提出書類のチェックに用いる書式ですが、各人毎にチェックすべき利用意図ではないかと考えています。	様式6-2は1部で構いませんが、配置技術者によって複数部提出する様式（様式7-2、7-3、8-3等）がある場合は、当該様式について適宜チェック欄を追加してすべての配置技術者について提出資料が確認できるようにして提出してください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
113	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							ページ数のつけ方は、ページ数がおおく、項目ごとに「□-1」、「□-2」のような、順序のわかる通し番号をつけることでよろしいでしょうか。(例)主任技術者の場合、「主任-1/主任-(※数値)」	No. 87の回答をご参照ください。
114	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							「提出する様式、添付書類のすべてに通して記載して下さい」とありますが、「様式○-1」といった形で様式ごとに頁数を記載する形でもよろしいでしょうか。質疑回答により、記載の仕方、添付書類の枚数が変わった場合、全ての頁数を修正する時間が無いと考えます。様式ごとも頁数の記載をお認めいただけませんか。	No. 87の回答をご参照ください。
115	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							工事監理業務の実施資料に「施設の検査済み証」求められていますが、発注者によって複製開示ができない取り決めになっている場合、登録書類に工事案件名を記載し、貴庁で確認いただけますでしょうか。	必要なマスキングをしたうえで提出してください。また、当庁において確認する際の発注者の担当者及び連絡先等を添えて下さい。
116	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							建築士事務所登録証、建設業法許可などの各社が保有している許認可資料の提出を求められていませんが、提出は不要でしょうか。	資格決定通知書が提出されている場合は必要ありません。
117	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							建築工事業、電気工事業、機械器具設置工事業の「A」等級通知書等は、添付は不要でしょうか。	提出してください。
118	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							設計は、管理技術者のみ資格証の添付を求められますが、それ以外に主任担当技術者として登録する設計を担う職員の資格証の提出は不要でしょうか。	様式6-2では、主任担当技術者にも管理技術者同様に資格証の添付を求めています。
119	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							工事監理は、工事監理者のみ資格証の添付を求められますが、それ以外に監理主任技術者として登録する設計を担う職員の資格証の提出は不要でしょうか。	監理主任技術者の保有資格についても資格証の提出を求めます。様式6-2は修正したものを使用してください。
120	様式6-2 第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表							健康保険証については、氏名と生年月日と事業所名称、資格取得年月日の明示だけでよく、その他は黒塗りでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	様式7-1、7-2 様式9-1、9-2							様式7-1、2、様式9-1、2の履行期限について、提出予定のPUBDISには「契約日」と「完了年月日」しかなく、業務開始日の記載がありません。業務開始は契約日の翌日となりますが、別途契約書のコピーの提出が必要でしょうか。	契約日及び完了年月日が確認できる場合は、別途契約書の写しの提出は求めません。

番号	資料名	頁数	項	号	細	項	項目	質問	回答
122	様式7-1、7-2 様式9-1、9-2							「分担業務分野及び立場」の記載は、PUBDISにおける分担業務分野を「担当業務」、立場を「主任技術者」か「担当技術者」かの区分について記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	様式7-1、7-2 様式9-1、9-2							「設計業務実績の内容」における記載欄に、「受注形態」に「・共同企業体（ ）」とあり、この「（ ）」かつこ内には、JV他社名を記載せよと資料3に記載がありますが、JV名ではなく、JVを組んだ会社名を列挙すべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	様式7-1、7-2 様式9-1、9-2							「設計業務実績の内容」における記載欄に、「受注形態」に「・単独 ・共同企業体（ ） ・協力事務所」とありますが、該当する者だけを○選択、又は記載して、そのほかの該当項目以外を削除してもよいでしょうか。	削除しないでください。
125	様式7-1、7-2 様式9-1、9-2							「設計業務実績の内容」における記載欄に、「階数」に「地上○ ○階地下○○階」とありますが、地下階がない場合は、「地下○ ○階」を削除してもよいでしょうか。	削除して問題ありません。
126	様式7-1、7-2 様式8-3 様式9-1、9-2							様式7-1,2、様式8-1,2,3の「長期休業期間」について、該当しなければ記載文章を消して、「該当なし」と入力してよろしいでしょうか。文章をそのまま残しておいた方がよろしいでしょうか。	該当しない場合は、「該当なし」と記入してください。
127	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績							長期休業期間については、該当がなければ、無記入でよいでしょうか。それとも、斜線を引いておくなどが必要でしょうか。	No.126の回答をご参照ください。
128	様式7-1、7-2 様式8-1～8-3 様式9-1、9-2							「上記企業について構成員又は協力会社の別」の欄について、「構成員・協力企業(いずれかを囲むこと)」とありますが、PFI事業などに該当しない通常の従来発注方式等の場合、どのように記載すべきでしょうか。最適な概念がないので、削除して、斜め線をひくなどの対応でよろしいでしょうか。	当該項目には、実績ではなく、本事業における立場を記載してください。
129	様式7-3 専門的分野に係る主任担当技術者の経歴等							様式7-3について、給油施設監視棟を除く給油施設の設計・監理企業と格納庫・船艇用品庫の設計・監理企業が別々の場合、給油施設の設計・監理を担当する業務分野に関して記載してよろしいでしょうか。また、様式7-2は、給油施設に関しては不要という理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、「設計・監理企業」とありますが、工事監理者は設計企業で配置する管理技術者との兼務は認められませんのでご注意ください。
130	様式8-1～8-3							契約金額は税込みでしょうか、税抜きでしょうか。	契約金額は税込みとなります。
131	様式8-1 建設企業の同種工事の実績(回転翼機格納庫・船艇用品庫)							「工事種目」の欄は、建築一式工事における実績申請の場合、どのように入力、選択をするものでしょうか。「電気設備」工事、「空気調和設備」工事、「給排水設備」工事、「昇降機」工事が、当該建築一式工事に含まれているかを確認するための欄ででしょうか。入力欄の主旨をお示しただけですと幸いです。	様式8-1の工事種目の欄を「建築工事」、「電気設備工事」、「機械設備工事」、「昇降機設備工事」、「その他」に変更します。建築一式工事の場合は該当する工事に○を付け、「工事内容」欄に建築一式工事を記載してください。 また、入力欄は工事種目別の発注もあることから設けています。

番号	資料名	頁数	項	号	細	節	項	項目	質問	回答
132	様式8-1 建設企業の同種工事の実績（回転翼機格納庫・船艇用品庫）								「分担する工区」について、その工事実績において工区分けで受注していないような場合、記載を消して、枠に斜め線で斜線を入れるようにすべきでしょうか。空白でよいでしょうか。	当該項目には、実績ではなく、本事業において分担する場合に記載してください。なお、分担しない場合は「該当なし」と記載してください。
133	様式8-1 建設企業の同種工事の実績（回転翼機格納庫・船艇用品庫）								欄外※に「参加資格要件a.については、各用途の合計面積がわかる面積計算書を提出すること。」とありますが、実績において標榜する用途の合計面積について、複合施設ではなく用途が単一であるのでコリンズで判然とする場合は、面積計算書を提出する必要はないでしょうか。	用途が単一の建物においては、平面図等で面積が確定しているため、面積計算書の提出は不要です。
134	様式8-2 建設企業の同種工事の実績（給油施設）								「建設用途」の欄には、給油施設の実績のため、「タンク」との記載で良いでしょうか。複合施設として記載する例は少ないものと思料しています。容量に応じた「特定屋外タンク」や「準特定屋外タンク」などを記載するのでしょうか。	容量に応じた分類で記載してください。
135	様式8-2 建設企業の同種工事の実績（給油施設）								「企業名」、「上記企業について構成員又は協力企業の別」、「業種区分」、「分担する工区」、「実施形態」は、本事業に関する内容を記載する（同種工事の実績として記載する工事に関するものではない）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	様式8-2 建設企業の同種工事の実績（給油施設）								同種工事の実績で記載する工事は、本事業における「業種区分」と必ずしも一致させる必要はないと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	様式8-2 建設企業の同種工事の実績（給油施設）								民間発注案件の場合の、業種区分への該当非該当判断についてはどのように行われますでしょうか？また発注先と締結した注文書や契約書で業種区分の判断が難しい場合、竣工図や工事概要説明書等により、業種区分該当非該当の御判断を第一次審査以前に御確認頂けないでしょうか？事前の御確認が難しい場合、上記質問の通り再審査を御検討頂けないでしょうか？	業種区分欄については、本業務における業種区分のため、実績を記載するものではありません。
138	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								様式8-3について、建物規模に「（航空機格納庫を除く）」とありますが、正でしょうか。	正しくは、「（航空機格納庫は、規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）」です。
139	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								様式8-3「担当する役割」において、「□主任担当技術者（給油施設）」が選択肢の一つとなっています。様式8-3は、格納庫及び船艇用品庫の建設に係る様式と理解しています。選択肢としての「□主任担当技術者（給油施設）」は適用外と理解してよろしいでしょうか。	様式8-3を修正します。修正後の様式を提出してください。
140	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								様式8-3については、回転翼機格納庫、船艇用品庫の担当業務分野に関しての様式と思われませんが、給油施設の担当業務分野に関する様式はどのように考えればよろしいでしょうか。	No. 139の回答をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項	号	細	節	項	項目	質問	回答
141	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								様式8-3「法令による資格・免許」について、該当する資格について取得年月日等を入力し、該当しない資格については削除してよろしいでしょうか。該当しない資格についてもそのまま残しておいた方がよろしいでしょうか。	該当しない資格については削除してかまいません。
142	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								「配置予定技術者の従事役職・氏名」に「監理技術者、主任技術者〇〇〇〇」と例示で記載がありますが、この欄は、今回”監理技術者”か”主任技術者”として配置することを予定している”配置予定技術者”が従事した過去の工事従事実績を入力するものであり、当時の工事実績における役割として「監理技術者か主任技術者」であったかを○で選択し、「〇〇〇〇」は、その者の氏名を入力するとの理解でよいでしょうか。	本事業における配置予定の技術者の立場と氏名を記載してください。
143	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								「配置予定技術者の従事役職・氏名」に「監理技術者、主任技術者〇〇〇〇」と例示で記載がありますが、本事業において配置することを予定している”配置予定技術者”の過去の工事従事実績における役割として「監理技術者か主任技術者」であったかは求められていないので、該当する役職での従事実績がない場合は、氏名だけを記載すればよいでしょうか。	No. 142の回答をご参照ください。
144	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								「法令による資格・免許」について、その他（資格名、取得年月日、登録番号等）と例示で記載いただいておりますが、本事業で配置することに必要な資格だけを記載すれば十分であり、本人が取得している資格をすべて記載する必要はないとの理解でよいでしょうか。応札者で適宜判断して記載したいと思います。	ご理解のとおりです。
145	様式8-3 配置予定技術者の資格・施工実績								「担当する役割」についての入力欄がありますが、こちらは、本事業での役割を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	様式9-1 配置予定管理主任技術者の工事監理業務実績等								様式9-1について、給油施設と格納庫・船艇用品庫の設計・監理企業が別々の場合、給油施設の設計・監理を担当する企業の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。様式9-2も含めご確認をお願いします。	給油施設の屋外貯蔵タンクについては建築基準法の工作物に該当することから給油施設の設計・監理を担当する企業の提出が必要です。
147	様式10 様式11								様式9～11における保有資格等を証明する書類の写しとありますが、様式10及び様式11については、P4第1、2(4)才記載「具体的な資格を証明する書類は不要」とありますので提出不要という理解でよろしいでしょうか。	「具体的な資格を証明する書類は不要」の記載を削除します。